

露地野菜・露地花きの新規作付・規模拡大を支援します！

佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業



さが園芸888運動
チャレンジ！活動あふれるのが佐賀へ。



募集期間

- 1次：令和7年4月8日～5月9日
- 2次：令和7年8月1日～9月2日

応募の要件、支援内容等

対象となる品目

- 【導入チャレンジ事業・生産拡大支援事業】
 - 指定野菜、特定野菜に定められる露地野菜（きゅうり、トマト、ピーマン、いちご、メロン、スイカ、アスパラガスは除く）
 - 地域で産地化が期待される露地野菜
 - 露地花き（ホオズキ、シンテッポウユリ）
- 【収益性プラス支援事業】
 - 自家育苗が可能な露地野菜（いも類を含む）及びれんこん

区分	要件 以下の要件を全て満たすこと	支援内容												
導入 チャ レン ジ 事 業	1 県内に居住する農業者や農業者で組織するグループ、農業法人等であること	露地野菜・露地花きの 新規作付 にチャレンジする農業法人等に対し、検討会の開催費用、技術習得のための研修費、栽培実証に要する経費等を助成します。 ○対象経費 上記取組に要する会場借上料、生産資材費、種苗費、栽培用機械のレンタル料等 ○補助率 1/2以内 ※ただし、上限50万円 定植前準備から収穫までに係る経費が2年度にまたぐ場合は、2カ年の計画とすることもできます。												
	2 事業主体において、新規作付開始から3年以内に取り組み品目であること（事業採択は1回限り）													
	3 以下の作付面積の要件を満たすこと													
	4 「園芸産地888計画」を策定、提出すること													
生産 拡 大 支 援 事 業	1 県内に居住する農業者や農業者で組織するグループ、農業法人等であること	規模拡大した際のリスクを軽減するため、50アール以上 規模拡大 を行い、安定生産の取組を行った際に助成します。 ○助成対象面積 事業採択前と比較し、事業実施年度に拡大された作付面積 ○助成額 定額（助成対象上限500a）												
	2 事業採択前と比較し、以下の作付面積の拡大要件を満たすこと													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>露地野菜</th> <th>うち中山間地域 又は労働集約型 の品目</th> <th>露地花き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業実施年度</td> <td>50a以上</td> <td>10a以上</td> <td>5a以上</td> </tr> <tr> <td>目標年度</td> <td>1ha以上</td> <td>30a以上</td> <td>15a以上</td> </tr> </tbody> </table> ※目標年度は、事業実施年度の翌々年度			露地野菜	うち中山間地域 又は労働集約型 の品目	露地花き	事業実施年度	50a以上	10a以上	5a以上	目標年度	1ha以上	30a以上	15a以上
			露地野菜	うち中山間地域 又は労働集約型 の品目	露地花き									
	事業実施年度		50a以上	10a以上	5a以上									
目標年度	1ha以上	30a以上	15a以上											
3 助成対象面積は、取組期間を通じて1年目の面積以上であること														
4 生産安定の取組（要領参照）を事業の取組期間にわたり継続して実施すること														
5 「園芸産地888計画」を策定、提出すること														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組年度</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年度目</td> <td>3万円/10a</td> <td>5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>2年度目</td> <td>2万円/10a</td> <td>4万円/10a</td> </tr> <tr> <td>3年度目</td> <td>1万円/10a</td> <td>3万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> ※3年間継続申請可能です。継続申請は任意です。	取組年度	田	畑	1年度目	3万円/10a	5万円/10a	2年度目	2万円/10a	4万円/10a	3年度目	1万円/10a	3万円/10a
取組年度	田	畑												
1年度目	3万円/10a	5万円/10a												
2年度目	2万円/10a	4万円/10a												
3年度目	1万円/10a	3万円/10a												

注1) 中山間地域の区分は、中山間地域等直接支払交付金の対象地域等とする

注2) 労働集約型の品目は、夏秋ナス等の1株から複数回収穫する野菜とする

区分	要件 以下の要件を全て満たすこと	支援内容									
収益性プラス支援事業	1 県内に居住する農業者や農業者で組織するグループ、農業法人等であること	①露地野菜の自家育苗の導入・拡大を行うために必要な経費（種代、育苗トレイ代、培土代等）に対して助成します。 ②れんごんの水管理に必要となる生産資材（パネル及びパネルを支える資材等）に対して助成します。 ○補助率 1/2以内 ※ただし、上限50万円									
	2 以下の作付面積の要件を満たすこと										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>露地野菜</th> <th>うち中山間地域 又は労働集約型の品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業実施年度</td> <td>50a以上</td> <td>30a以上</td> </tr> <tr> <td>目標年度</td> <td>10a以上拡大</td> <td>5a以上拡大</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標年度は、事業実施年度の翌々年度</p>			露地野菜	うち中山間地域 又は労働集約型の品目	事業実施年度	50a以上	30a以上	目標年度	10a以上拡大	5a以上拡大
			露地野菜	うち中山間地域 又は労働集約型の品目							
事業実施年度	50a以上	30a以上									
目標年度	10a以上拡大	5a以上拡大									
3 「園芸産地888計画」を策定、提出すること											
	※自家育苗の導入・拡大に取り組む場合は、前年度（前作）の全作付面積において、全て自家育苗している場合は対象としない										

※収益性プラス支援事業は、令和7年度に追加したメニューです。

留意点

(1) 同一品目の同年度での申請について

- 導入チャレンジ事業は、生産拡大支援事業及び収益性プラス支援事業と同年度に申請することはできません。
- 生産拡大支援事業と収益性プラス支援事業は、同年度に申請することができます。

(2) 生産拡大支援事業の助成対象面積の考え方

(例)	作付面積	助成対象面積	
事業採択前	50a	—	生産安定のため、土壌改良・排水対策・病害虫防除・適期作業・省力化等の取組を行うこと(項目選択)
事業1年度目	100a	50a	
2年度目	150a	100a	
3年度目	200a	150a	

必要な書類

(1) 申請時

- 計画書一式（計画書、誓約書B,C）
 - 添付資料
 - ・事業実施主体の規約（団体の場合）
 - ・「園芸産地888計画」（未策定の場合）
 - ・圃場の所在地・地目・面積・取組内容等が確認できる資料（参考様式1又は2）、
 - ・必要経費の見積書（導入チャレンジ事業、収益性プラス支援事業の場合） など
- ※地目等はeMAFF農地ナビデータ等で検索して確認します。確認できない場合は、圃場に関する資料の提出をお願いする場合があります。

(2) 実績報告時

- 実績報告書一式
- 添付資料
 - ・圃場の所在地・地目・面積・取組内容等が確認できる資料（参考様式1又は2）
 - ・出荷実績がわかる書類
 - ・納品書・領収書（導入チャレンジ事業、収益性プラス支援事業の場合） など

応募から採択までの流れ

(1) 事業計画書の作成

事業計画書の様式は、県園芸農産課、各農林事務所地域農業振興センターにあります。

また、「さが園芸888運動」HP（二次元コード）からダウンロードすることができます。

詳細については、事業実施要領をご確認ください。



(2) 応募先

事業計画書を最寄りの農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）に提出してください。

〔申請の流れ〕



(3) 支援対象事業の選定

応募された中から、県が計画内容を審査し、予算の範囲内で採択します。採択結果は、応募者に直接お知らせします。

注1) 導入チャレンジ事業及び収益性プラス支援事業では、交付決定後（交付決定前着手届提出後）に発注された経費が補助対象となります。また、1件の購入予定金額が10万円以上の場合は、交付決定後に見積合わせを行い、購入業者を決定してください。

注2) 生産拡大支援事業において、継続申請可能な3年間のうち、災害等の理由がなく、一度も面積拡大要件を満たさなかった場合は、補助金返還を求める場合があります。

お問い合わせ先

【各農林事務所地域農業振興センター】

○佐城農業振興センター農業企画課

TEL：0952-45-8881 FAX：0952-45-8880

○三神農業振興センター農業企画課

TEL：0952-52-1290 FAX：0952-52-1478

○東松浦農業振興センター農業企画課

TEL：0955-73-9347 FAX：0955-75-0578

○西松浦農業振興センター農業企画課

TEL：0955-23-5106 FAX：0955-23-5138

○藤津農業振興センター農業企画課

（杵島農業振興センター農業企画課）

TEL：0954-63-5115 FAX：0954-62-5161



○佐賀県農林水産部 園芸農産課 露地野菜担当

住所：佐賀市城内1-1-59 TEL：0952-25-7117 FAX：0952-25-7308